

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス: 人民元と香港ドル～香港金融管理局総裁の見方～

香港金融管理局 (HKMA、Hong Kong Monetary Authority) のジョセフ・ヤム総裁は、同局のホームページに“VIEWPOINT”と称する自らのコラム欄を持っている。その 11 月 30 日号、“人民元と香港ドル～人民元の上昇は香港のリンク為替制度には影響を及ぼさないだろう～”では、人民元が香港ドルの対米ドルリンクの連動範囲まで上昇した現状に対する彼の認識が述べられている。

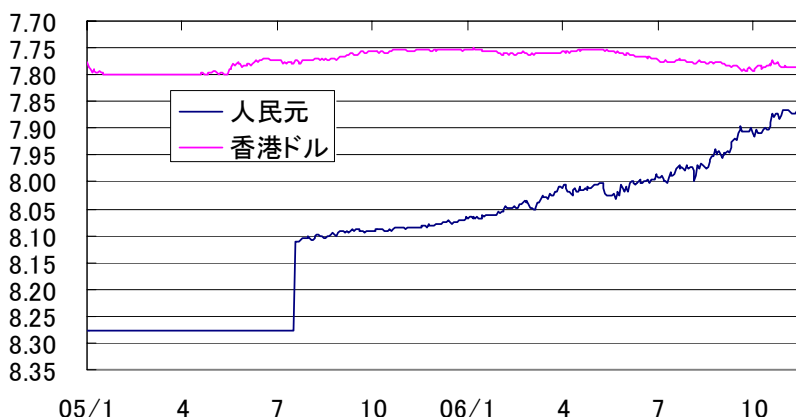
内容を見てみよう。まず冒頭、同じく人民元に関して言及した2ヶ月前のコラムで、“今後半年の間で人民元と香港ドルが等価になる可能性は五分五分であり、なけなしの資金は賭けるべきではない”と述べたことについて、人民元が香港ドルの米ドル連動範囲内にまで入ったこと、新聞等が採り上げている中国でタクシー運転手や小売店店員が香港ドルの受け取りを拒否したなどの世間話を真に受ければ、総裁の主張に反して賭けを行った人が勝ったといえるかもしれないとしている。(この点で人民元の上昇ペースは彼の予想を超えていたことを窺うこともできる)。

しかし、カナダと米国、昔の欧州など、リンクしていない複数通貨が並存する国境地域ではこうした事態はしばしば生じるもので驚くものではないし、過去香港ドルは人民元と等価であったこともあるとした上で、中国のような急成長する経済と香港のような発展した経済が並存する場合、前者の通貨の上昇と両者の物価の収斂で調整が進むのだが、現在、この双方が中国と香港の間で生じているのだとしている。その上で、この動きは香港の通貨政策に何も影響を及ぼすものではなく、香港のカレンシーボード制(米ドルへのリンク為替制度)は効率的に機能しており、心理的な影響はあるかもしれないが、市場参加者は香港当局の現在の為替制度へのコミットを充分理解しており、最近の人民元高はなんらの変化をもたらすものではないと強調してコラムを終えている。

さて、内外のメディアを見ても、一部の大衆紙などを除いて、現状に対しては極めて冷静な判断をしていることが確認できる。これはまさに、アジア通貨危機の香港への波及を抑えた辣腕総裁の市場対話が奏功している証であろうか。Financial Times 紙(2006.Dec.1)も、香港当局が米ドルへのリンクを緩める、米ドルへのリンクを外す、人民元にリンクさせるなどの見方もあるが、人民元は交換可能通貨ではなく(資本取引については、交換は保証されていない)、米ドルのようにカレンシーボード制のための準備金とはならないとのアナリストのコメントをあげ、これを否定している。

そもそも、厳格な資本規制で固定相場制度を維持する人民元と、自由な資本移動の下で国内の金融政策を米国と同じにすることによって固定相場制度を維持するカレンシーボード制の香港ドルは、通貨制度の枠組みが根本的に異なっており、相場水準が収斂すれば一体化できるという構造にはない。これを念頭に置くと、香港が、もし為替制度の見直しを検討するならば、鍵となるのは相場水準よりも中国の“資本移動の自由化”の進展度合いということになる。これに今しばらく時間を要するとすれば、米ドルにカレンシーボード制度でリンクしている香港ドルには今しばらく変化がないと見るのが順当だろう。

人民元相場と香港ドル相場の推移(対米ドル)



CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●OECD 2007 年の GDP 成長率+10.3%に減速予想

OECDは11月28日、半期に一度の加盟国経済見通しを発表した。中国のGDPについて、今年の前年比+10.6%から07年には同+10.3%に若干減速すると予想。その後08年には同+10.7%に再び加速すると見込んでいる。また、2ケタ成長による経済の過熱リスクに対応し、膨張する一方の経常収支黒字を抑制するため、人民元の上昇ペースを速める必要があるとの見解を示した。一方、CPI上昇率については07年、08年ともに前年比+1%付近で落ち着いて推移すると予想。ただ、同国の外貨準備高の急速な増加によって生じる過度の流動性がインフレリスクをもたらしているとし、政府が人民元の上昇を抑える一方で財政支出の拡大によって経済の均衡回復を図れば、事態は一層悪化すると指摘した。

(三菱東京UFJ銀行市場業務部 作成)

2. 産業

●10 月 主要工業の運営状況

国家統計局は主要工業の10月の運営状況を発表した。特徴は以下の通り:①エネルギー:石炭、電力、原油の生産が安定的に増加。②鉄鋼:粗鋼の生産は引続き増加、但し伸び率は前月比やや鈍化。鋼材の生産は引続き増加が加速。③建設材料:セメント、板ガラスの生産は引続き増加、但し伸び率は鈍化。④有色金属:有色金属10種の生産は増加、但し伸び率はやや鈍化。⑤機械:引続き生産増加が加速。⑥電子:引続き生産増加、但し伸び率はやや鈍化、輸出の伸びは堅調。⑦軽工業:引続き生産増加、但し伸び率は鈍化。⑧紡績業:引続き生産増加、輸出の伸びも上昇。

●「貨物運輸代理業管理規定実施細則」(草案)発表

商務部は11月28日付けで「国際貨物運輸代理業代理規定実施細則」(草案)を発表した。これは2004年1月1日実施の「国際貨物運輸代理業管理規定実施細則」の改訂版。改定のポイントは以下の通り:①企業設立時の商務部主管部門への備案(届出)及び設立2年目以降の年度業務備案の義務付け、②国際貨物運輸代理のB/Lの備案登記制度の導入、③国債貨物代理賠償責任保険制度の導入(代理人賠償責任保険と代理B/L賠償責任保険に分かれる)、④商務部による国際貨物運輸従業員資格証書制度の実施(当該資格を有する従業員を最低3名採用)。なお、本実施細則は会社設立後の経営活動を規定するもので、会社設立については引続き「外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」が適用され、設立に当っては審査認可取得が必要となる。

3. 貿易・投資

●東北振興策の一環

国家級発展モデル地区「瀋北新区」設立

東北振興策の一環として11月22日、国務院認可による「瀋北新区(*)」が正式に設立された。上海浦東新区、天津滨海新区、鄭州鄭東新区に次ぐ4番目の国家級経済発展モデル地区。「瀋北新区」は、国家生態モデル区、全国新農村建設モデル区、中国の特色を持つ観光地、国家級農産品加工基地、東北アジアにおける科学技術の創造と生産基地となることを目標とする。なお、今後の東北振興計画として投資基金の設立、所得税免税、政策性銀行による金融支援等を含む具体的施策が検討されている。

*面積1,098km²。新城子区、山農業ハイテク開発区、虎台経済技術開発区、道義国家星火密集区からなる。

4. 金融・為替

●「外銀管理条例」、「同実施細則」公布

12月11日より外銀の人民元業務 全面的に開放

中国銀行業監督管理委員会は、11月11日の「外資銀行管理条例」公布に続き、28日、「外資銀行管理条例実施細則」を公布した。施行はいずれも12月11日。同条例と細則の公布は、中国がWTO加盟時の公約に基き、加盟5年後の本年12月11日より外銀に対し、中国個人向けの人民元業務の解禁、人民元業務の地域制限撤廃等の業務開放を行い、内国民待遇化を実現することを受けたもの。

外銀の人民元業務については、外国企業、外国個人、中国企業に対しては既に解禁されていたが、今後中国個人に対しても可能となる。

なお、現法化した外銀は、既存の1支店のみ留保が認められ、外貨建の法人業務を行うことが出来る。

●SHIBOR 12月1日より試行開始

上海銀行間取引金利(SHIBOR/Shanghai Interbank offered Rate)が12月1日より試験的に導入された。正式な実施は来年1月1日。毎営業日11時迄にインターバンク市場の主要参加銀行のオファーに基き公表金利が発表される。期間は公表金利がオーバーナイト、1・2週間、1・3・6・9ヵ月、1年の8種類、参考金利が3週間、2・4・5・7・8・10・11ヶ月の8種類からなる。SHIBORは短期債券や金利スワップ等デリバティブ商品の価格決定の基準となるもので、SHIBORの確立は金利の市場化に向けた重要な一歩と言える。

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、11 月中旬から下旬にかけて公布または施行された法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公開が遅れたものを含んでいます。

[規則] ○「財政部、国家環境保護総局のエコマーク製品の政府調達実施に関する意見」(財庫[2006]90 号、2006 年 10 月 24 日発布、2007 年 1 月 1 日実施) ○「国家税務総局、国家外貨管理局の輸出貨物長期外貨回収の輸出税還付の関係問題に関する通知」(国税発[2006]168 号、2006 年 11 月 13 日発布、同年 12 月 1 日実施) ●「商務部の『機電製品輸入管理弁法(意見聴取稿)』への意見聴取に関する通知」、「同『機電製品自動輸入許可管理実施弁法(意見聴取稿)』に関する通知」、「同『重点中古機電製品輸入管理弁法(試行)(意見聴取稿)』に関する通知」(いずれも 11 月 20 日商務部ホームページで公開)	政府調達でエコマーク製品を優先する旨の通知。2007 年から中央と省級部門で実施し、2008 年から全面的に実施する。本通知には、第 1 次発表の具体的な対象品目とエコマーク取得済企業名・製品型番(14 品目、81 社・856 種)のリストも添付されている。詳細は、国家環境保護総局のホームページをご参照。 http://www.zhb.gov.cn/ztbd/bzcpcgqd/ 輸出の決済条件が 180 日以上延滞である場合、通常の「輸出外貨回収照合書輸出税還付専用綴」でなく、所在地の外貨管理局が発行する「長期外貨回収届出証明」により増値税輸出還付申請を受理するとしたもの。 下記をご参照ください。
---	--

●中古機械設備の輸入許可手続きが厳格化へ

商務部から機械・電機製品の輸入に関する3つの規則の草案が公開された。11 月 20 日に商務部のホームページに掲載されたものだが、その通知を見ると、1 ヶ月前の 10 月 20 日を草案掲載の期限としており、それ以前に出されたと見られることから、遠からず公布、施行されるものと思われる。

3 つの規則草案のうち、「機電製品輸入管理弁法」(以下、「機電弁法草案」と)、「機電製品自動輸入許可管理実施弁法」(以下、「自動輸入許可弁法草案」)は、現行の同名の弁法が実質的に改正されるもので、「重点中古機電製品輸入管理弁法(試行)」(以下、「重点中古機電弁法草案」)は新たに制定されるものである。

「機電弁法」は機械・電機製品の輸入管理に関する全般的な規定、「自動輸入許可弁法」はそのうち「自動輸入許可証」(特定品目の輸入動向を監視するために発行するもので、名前のとおり、所定の要件を満たせば自動的に発行されるもの)の手続き・条件に関する規定だが、いずれも中古機械・電気製品関連の条項が新たに設けられている。

一方、「重点中古機電弁法」は、国の安全、社会公共利益、人の健康・安全、動植物の生命・健康、環境に関わる中古機械・電気製品の輸入を重点的に管理するための規定で、指定製品を「輸入許可証」(輸入を制限する目的で発行するもの)の対象に含めるとし、その手続き・条件を定めている。

これら3つの規則草案および現行の諸規定から、中古機械・電気製品の輸入の手続き・条件を整理すると、以下のようになる。

1)一定の製造年限を超過した製品の輸入禁止

「機電弁法草案」では、「国は、中古機電製品が国の安全、社会公共利益および安全、衛生、健康、環境保護に対して危害をもたらす可能性の程度にもとづき、規定の製造年限を超える中古機電製品の輸入を禁止する。」と規定されている。その具体的な製品リストは、国家品質監督検閲検疫総局、商務部、税関総署が合同で制定、調整、公布するとされている。(以上、「機電弁法草案」第9条)。これらの規則が公布されて以降に制定されるものと思われる。

2)「重点中古機電製品」の輸入

「重点中古機電製品輸入目録」は、商務部、税関総署、国家品質監督検閲検疫総局が制定、調整、公布するとされている(「機電弁法草案」第12条、「重点中古機電弁法草案」第3条)。これも、規則の公布後に制定されるものと思われる。それらの製品は、「輸入許可証」の取得が必要で、商務部に申請することとされている(「重点中古機電弁法草案」第6条)。

現在、中古機械・電気製品を輸入する場合、一部製品(注1)は商務部の輸入許可が必要とされているが、これは上記の「輸入許可証」とは別の輸入許可証明文書のことである。ただし、それらも「重点中古機電製品輸入目録」として示されているので、今後、制定される「重点中古機電製品目録」はこれがベースとなる可能性がある。

(注1) 圧力容器、土木機械、電気製品(空調機、コンピュータ、電話機、テレビ、発電機、電動工具など)、医療器械、食品機械、農業機械、印刷機械、繊維機械、車両・船舶、および1980年以前に製造された中古機械・電気製品など224種で、製造工程で使用する機械設備は少ない。具体的な製品名は、「対外貿易経済合作部、税関総署、国家輸出入検閲検疫局の中古機電製品の輸入管理強化に関する補充通知」([1998]外経貿機電発第555号、1998年11月1日施行)に添付される「重点中古機電製品輸入目録」に掲載されている。なお、「機電弁法草案」では、この補充通知を廃止するとされている。

「輸入許可証」の申請は、商務部に輸入品の用途説明資料、製造年限証明資料、第三者による品質検査報告書などを提出する(「重点中古機電弁法草案」第9条)。ネット上での申請も可能とされている(同第12条)。商務部は、申請を受理した後、必要に応じ10業務日以内に関係部門・協会の意見を聴取する(同第14条)が、その必要がない場合、20業務日以内に可否を決定する(同第16条)。許可を決定した場合は、輸入許可証明文書を交付し、それにより商務部割当許可証事務局が「輸入許可証」を発行する(同第17条)。

その後、輸入者は、「輸入許可証」により国家品質監督検閲検疫総局かその直属の出入国検閲検疫機関に届出を行い、「入国貨物通関書」(「中古機電製品輸入届出」と注記されたもの)の交付を受ける(同第20条)。また、「輸入許可証」により輸入契約を締結し、銀行で外貨両替を行い、また「輸入許可証」と「入国貨物通関書」により税関で輸入手続を行う(同第21条)。これらの手続は、基本的に現行と変わらない。ただし、検閲検疫機関の規定(注2)により、製品によっては出荷地での船積前検査があり、また到着後には一律に着荷検査がある。上記の「入国貨物通関書」は、着荷検査合格後に交付されるもので、それをもって輸入通関申告を行う。

(注2) 「輸入中古機電製品検査監督手続規定」(国家品質監督検閲検疫総局2003年第53号令、2003年10月1日施行)

なお、「機電弁法」第16条では、商務部は税関総署とともに「機電製品輸入許可管理実施弁法」を制定するとあるが、その草案はまだ公開されていない。

3)「自動輸入許可証」が必要な中古機械・電気製品の輸入

基本的に、現行の手続きと変わらない。「自動輸入許可証」が必要な製品(注 3)を輸入する場合は、まず国家品質監督検疫検疫総局が授権または認可した検疫機関に届出を行い、その規定(注 4)に従って「輸入中古機電製品届出予定業務連絡表」の交付を受け、その後、製品に応じて商務部、地方・部門の機電製品輸出入弁公室に申請する(「自動輸入許可弁法草案」第 8 条)。申請は、書面でもネット上でもできる(同第 10 条)。「自動輸入許可証」発行までの期間は、地方・部門の機電製品輸出入弁公室が発行する場合、10 業務日以内、商務部が発行する場合、13 業務日以内である(同第 11 条)。

(注 3) 商務部が発布する「自動輸入許可機電製品目録」に該当するもの。現行の対象品目は、税関商品分類(HS コード 10 桁)で 850 品目あり、大部分の製造設備が含まれる。

(注 4) (注 2)に同じ。

「自動輸入許可証」が発行されると、再び検疫機関で届出手続きを行い、「入国貨物通関書」(「中古機電製品輸入届出」と注記されたもの)の交付を受ける。輸入者は、「自動輸入許可証」と「入国貨物通関書」により税関で輸入手続を行う(同第 12 条)。ただし、「入国貨物通関書」は、2)で述べたように、着荷検査合格後に交付される。

なお、上記の「輸入許可証」、「自動輸入許可証」とも不要な中古機械・電気製品を輸入する場合は、直接検疫機関に届出を行い、その後に輸入手続を行う。

4)各草案のその他の注意点

「機電弁法草案」、「自動輸入許可弁法草案」では、それぞれの弁法の適用または不適用の条件が細かく規定されている。現行の弁法にない主な規定は、次のとおり。

- ① 加工貿易で外国側が無償で提供する設備を輸入する場合には、許可証の手続きを免除するが、ただし検査手続きは行わなければならない。5 年間の税関の監督管理期間が満了した後は、その解除手続きをとることにより、許可証と検査の手続きを免除する。税関の監督管理期間内に解除手続きをとる場合と、監督管理期間満了後に使用しない場合は、本弁法を適用する(注: 相応の許可証と検査の手続きを行う)。また、加工貿易で有償で輸入する場合にも、適用する。(「機電弁法草案」第 28 条 1 項)
- ② 外商投資企業が総投資額内で新品の機械・電気製品を投資または輸入する場合には、弁法を適用しない(「機電弁法草案」第 29 条 1 項、「自動輸入許可弁法草案」第 18 条 1 項)。ただし、税関の監督管理期間内に解除を申請し、国内で自ら使用し、または国内販売に転用する場合は適用するものとし、相応の許可証と検査証明資料により税関で解除手続を行う(「機電弁法草案」第 28 条 2 項)。
- ③ 輸出加工区、保税区に国外から中古機械・電気製品を輸入する場合、許可証は免除するが、検査手続きを行わなければならない、税関が監督管理を行う(同第 28 条 3 項)。
- ④ 輸出加工区の企業が、輸入禁止貨物目録にある中国から輸出された機械・電気製品を、修理のために輸入する場合は、商務部の認可を得なければならない(同第 28 条 4 項)。
- ⑤ サンプル、広告用、実験用に輸入する機械・電気製品で、1 回の輸入額が 5 千円を超えない場合、適用しない(同第 29 条 4 項、「自動輸入許可弁法草案」第 18 条 5 項)。

以上

(本誌シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2006.11.27	7.8415	7.8410~7.8441	7.8436	-0.0089	-	-	1.00842	-0.0006	10.2792	0.1837	3.0000	2151.16	-4.10
2006.11.28	7.8460	7.8400~7.8477	7.8400	-0.0036	6.7800	0.0266	1.00884	0.0004	10.3024	0.0232	3.0300	2142.30	-8.86
2006.11.29	7.8385	7.8305~7.8398	7.8313	-0.0087	6.7620	-0.0180	1.00711	-0.0017	10.3201	0.0177	2.2500	2158.43	16.13
2006.11.30	7.8415	7.8320~7.8415	7.8334	0.0021	6.7438	-0.0362	1.00722	0.0001	10.3300	0.0099	2.4200	2206.09	47.66
2006.12.01	7.8315	7.8280~7.8380	7.8360	0.0026	6.7420	-0.0018	1.00720	-0.0000	10.3750	0.0450	2.3800	2208.93	2.84

トピックス

【11月27日】

- 呉曉靈 中銀副総裁は24日、米ドルの保有者は2つの問題に直面しているとし「第1に、長期金利が低下している。第2に、主要な準備通貨である米ドルの為替レートが低下しつつあり、東アジアの準備資産の価値の下落リスクが拡大している」と述べた。さらに、中国企業には調整のための時間が必要であり、中国は性急に改革を進めるべきでないとの見解を示した。
- 唐双寧 銀行業監督管理委員会(CBRC)副委員長は24日、依然として効果的な予防措置を講じていないことから、国内の商業銀行で不良債権が再び増加する可能性を排除できないとの懸念を示した。
- 新華社が報じたところによると、国家統計局報道官は、政府の対策により景気過熱は抑制されていると指摘し、急激な政策調整は不要との見解を示した。
- 中国証券報によると、呉曉靈 中銀副総裁は、短期金融市場の過剰流動性が資産バブルにつながる可能性がある点を懸念しているとの見解を示した。

【11月28日】

- 王兆星 銀行業監督管理委員会(CBRC)委員長補佐は、外国商業銀行に対し、将来的に中国国内での起債を認める方針を示した。ただ、具体的な日程は明らかになかった。また、将来的に、国内銀行と全く同じ業務を外国商業銀行に認める方針も示した。
- 陳徳銘 国家発展改革委員会副主任は、原油価格が比較的低水準になった際に、戦略石油備蓄を積み増しする方針を示した。
- ポールソン米財務長官は、「(人民元について)柔軟性が必要であり、為替の柔軟性を高める必要がある」と述べた。
- 米財務省は、バーナンキFRB議長が12月14~15日の「米中戦略経済対話」に出席するため、ポールソン米財務長官ら閣僚に同行して訪中することを明らかにした。

【11月29日】

- 劉明康 銀行業監督管理委員会(CBRC)委員長は、同国の経済成長が劇的に減速する可能性は低いとした上で、一連の景気抑制策が効果を表し始めたとの見解を示した。
- 銀行業監督管理委員会(CBRC)は、中国に現地法人を設立する外国銀行に対し、預貸率を75%以下に抑えなければならないという基準を2011年末までに達成することを義務づけると発表した。また、2009年末まで単一の組織に対して資本の25%以上に相当する融資を行うことを禁じ、2010年以降は、10%以上に相当する融資を行うことを禁じるとした。

【11月30日】

- Xiao Lihong国家外為管理局(SAFE)經常収支部門次長は、企業および居住者による外貨購入を容易にする新たな措置の導入を計画する一方で、資本流入の監視強化に取り組んでいく方針を示した。
- 唐双寧 銀行業監督管理委員会(CBRC)副委員長は、国内の銀行17行を適格国内機関投資家(QDII)として認定したものの、これまでに発売されたQDII商品の数は9にとどまっており、さらに多くの銀行がQDII制度に参加することを望んでいると述べた。

【12月1日】

- 現地メディアによると、共産党政治局は、同国が2007年に急速ながらも安定的な経済成長の維持を目指す一方で、経済の急激な変動を回避するために政策を微調整していく方針を示した。

RMB レビュー&アウトルック

- 29日、人民元はこれまで節目と見られていた香港ドルの制限値幅下限である7.85をあっさりとは抜け上昇。その後も高値更新を続け、週末には7.82台を付けている。いよいよ対香港ドルで1:1の水準が現実味を帯びてきたと言えよう。中銀は2006年の貨幣供給量(M2)の伸び率が16~17%となるとの見通しを示した。年初、伸び率を16%以下に抑えるとしていたが、為替介入などによる流動性の増加などにより目標値を上回る事となった。またOECDのGDP成長率見通しが発表され、2006年の+10.6%から2007年には+10.3%に一旦減速するものの、2008年には再び+10.7%に上昇するとした。景気の抑制のため過剰投資抑制が急務となっており、人民元の上昇と金融引き締めが続こう。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権物であり、著作権法により保護されております。